証券コード2388
平成30年12月7日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋本町一丁目９番４号
株式会社ウェッジホールディングス
代表取締役社長兼CEO　此　下　竜　矢

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、平成30年12月21日（金曜日）午後６時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成30年12月23日（日曜日）午後１時
２．場　　所　東京都中央区日本橋箱崎町42番１号
T-CATホール１Ｆ
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第17期（平成29年10月１日から平成30年９月30日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第17期（平成29年10月１日から平成30年９月30日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第２号議案　取締役に対するストック・オプション付与の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本株主総会終了後、同会場において事業説明会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.wedge-hd.com）において周知させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年10月１日から
平成30年９月30日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当社グループは当連結会計年度においては、減収減益となりました。売上高は99億95百万円（前年同期比0.5％減）、営業利益は18億32百万円（同43.3％減）、経常利益は14億78百万円（前年同期は24億46百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は74百万円（前年同期は40億４百万円の純損失）となりました。

当社といたしましては、今後とも短期的な景気判断や収益について適切に対処しながらもそれらに囚われることなく、中長期的視点で経済成長する地域に適切に投資し、当社の成長を目指しております。

なお、上記金額に消費税等は含まれておりません。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(Digital Finance事業)

当事業の当連結会計年度における業績は、減収減益となりました。内訳としましては、タイ王国、ミャンマー連邦共和国ではリース、グループローン等売上高が拡大しました。一方、カンボジア王国、インドネシア共和国においてはビジネスモデルの転換、債権の質の向上を目指し、事業再編を進めていることもあり、売上高の一時的な減少がおこっております。また、カンボジア王国、インドネシア共和国においてはビジネスモデル再編に伴い、さらにはタイ王国においても債権全体の質を高める目的で、積極的に会計上の不良債権の早期処理を進めているために、当連結会計年度の利益が圧迫されております。これらは今後の成長並びに利益向上のために必要な戦略的行動であると考えております。

また、より高収益な企業体質を目指し、中期経営計画を発表して、アジア各国で収益構造改革に着手しており、今後は①全グループにおいて売り上げ増大よりも債権の質とオペレーションの効率化を徹底し、②各国のマクロミクロの状況を加味して全グループのガバナンスを向上させ、③リソースの再配分と新規獲得を進めることで、Ａ．短期的には利益率向上、Ｂ．中期的には来年以降の強い成長、Ｃ．長期的かつ最終的には、アジアのローカル市場に適切な資金を提供して、各国国民の生活向上や起業家精神の涵養を果たしてまいります。

この結果、当連結会計年度における現地通貨建ての業績は、売上高は28億７百万バーツ（前年同期比5.6％減）、営業利益は６億59百万バーツ（同42.5％減）となりました。

又、連結業績に関しては円安が影響を与え、円建ての業績では、売上高は95億72百万円（前年同期比0.0％減）、セグメント利益（営業利益）は22億５百万円（同39.6％減）となりました。

（コンテンツ事業）

コンテンツ事業は、減収減益となりました。これは第４四半期一四半期においては売上高の回復がみられるものの、第３四半期までの減収を補えなかったことによるものです。日本における出版等の事業環境は長期的下落傾向にあり、構造改革を進めております。特に来期早々に予定されているアジア事業の開始に向けた準備などの中長期的な成長に向けての投資的活動を活発に行なっていることにより、投資的経費が当連結会計年度中も継続的にされております。全体としては、日本国内の出版やホビーの企画制作に特化した事業構造から、これをコアコンピタンスとするコンテンツのアジア全域展開を担う総合企画制作販売事業への構造変革の途上にあります。

当事業は、主にトレーディングカードゲーム制作やエンターテインメント関連の書籍及び電子書籍の制作、音楽並びに関連商品の製作を行っており、様々なコンテンツを商品・イベント化する企画・編集・制作に独自性を持ち展開しております。

当連結会計年度は売上高については、特に日本国内において受注が伸び悩んだことから厳しい経営成績となっておりますが、新たなコンテンツの獲得やアジアにおける事業進出が具体的に進捗しております。このためアクセルプランⅢ「再発進」に基づいて、今後も戦略的に投資的費用を投下してまいります。アジア市場においては同事業を大きく伸張させていく可能性があると考えております。

これらの諸活動の結果、当連結会計年度における業績は、売上高４億22百万円（前年同期比10.6％減）、セグメント損失（営業損失）は66百万円（前年同期は17百万円のセグメント損失）となりました。

(2) 財政状態に関する分析

① 財政状態

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末と比べて18億41百万円増加し、497億46百万円となりました。

流動資産は17億43百万円増加し、401億98百万円となりました。主な内訳は現金及び預金の減少５億29百万円、営業貸付金の増加20億46百万円等であります。

固定資産は97百万円増加し、95億48百万円となりました。主な内訳は有形固定資産の減少48百万円、無形固定資産の増加１百万円、投資その他の資産の増加１億44百万円であります。

流動負債は４億90百万円増加し、32億33百万円となりました。主な内訳は短期借入金の減少４億円、１年内返済予定長期借入金の減少６億69百万円等であります。

固定負債は３億41百万円増加し、280億33百万円となりました。主な内訳は社債の増加２億77百万円、転換社債の増加１億41百万円であります。

純資産は10億９百万円増加し、184億79百万円となりました。主な内訳は親会社株主に帰属する当期純利益の計上による利益剰余金の増加74百万円、非支配株主持分の増加８億66百万円等であります。

② 設備投資の状況
該当事項はありません。

③ 資金調達の状況
該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(3) 財産及び損益の状況

区　　分	第14期 (平成27年９月期)	第15期 (平成28年９月期)	第16期 (平成29年９月期)	第17期 (当連結会計年度) (平成30年９月期)
売　　上　　高(千円)	8,685,301	9,294,006	10,046,658	9,995,591
経常利益又は経常損失(△)(千円)	1,913,058	3,096,445	△2,446,851	1,478,773
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	841,897	583,577	△4,004,000	74,042
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)(円)	30.90	17.29	△113.17	2.09
総　　資　　産(千円)	36,373,652	50,142,200	47,905,376	49,746,597
純　　資　　産(千円)	17,945,410	26,145,437	17,470,525	18,479,614
１株当たり純資産額(円)	263.84	305.89	218.82	220.71

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

会 社 名	資 本 金	当社に対する議決権比率	主要な事業内容
昭和ホールディングス株式会社	5,651,394千円	63.22%	グループ会社の統括および経営指導

② 親会社との間の取引に関する事項

イ．当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、合理的な判断に基づき公正かつ適正に決定しております。

ロ．当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は親会社より取締役を受け入れておりますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。

事業運営に関しては、一定の協力関係を保つ必要があると認識しつつ、事業計画は当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動に当たっております。

ハ．取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Group Lease PCL.	762,769千ＴＨＢ	33.80% (33.80%)	Digital Finance事業
GL Finance PLC.	10,300千ＵＳＤ	33.80% (33.80%)	Digital Finance事業
Engine Holdings Asia PTE.LTD.	58,693千ＳＧＤ	100.0%	株式の取得・保有による子会社並びに持分法適用関連会社の管理
Engine Property Management Asia PTE.LTD.	19,204千ＳＧＤ	100.0% (100.0%)	株式の取得・保有による子会社並びに持分法適用関連会社の管理

(注) 当社の議決権比率の（ ）内は、間接所有割合であります。

(5) 対処すべき課題

・東南アジアにおける事業の推進とグローバル化への対応

当社グループは、タイ王国タイ証券取引所に上場しDigital Finance事業を営むGroup Lease PCL.を連結子会社とし、東南アジアを中心にDigital Finance事業を推進しております。現在進出しているのはタイ王国から、カンボジア王国、ラオス人民民主共和国、インドネシア共和国、ミャンマー連邦共和国、スリランカ民主社会主義共和国となっております。

また、日本国内で行っていたコンテンツ事業についても、タイ王国、ベトナム社会主義共和国、インドネシア共和国、モンゴル国においてトレーディングカードゲームイベントやイラストレーターコンテストを開催し、ミャンマー連邦共和国においてはビルマ語で手塚治虫作品の電子書籍化を行うなど、東南アジアでの事業展開を進めております。今後はトレーディングカードゲームのベトナム社会主義共和国及びインドネシア共和国での販売を予定しており、東南アジアでのコンテンツ事業の推進を加速させてまいります。

東南アジア地域は持続的に経済成長が見込まれ、当社グループはこの地域に強いノウハウや人材、組織を保有しており、今後も積極的に東南アジア市場での事業展開を推進してまいります。

このような東南アジア地域に密着したノウハウを有する人材を今後も発掘・採用することは、当社グループにとっての今後の事業展開において重要な課題であり、現在の人的ネットワークを縦横無尽に駆使してさらに事業展開を加速させてまいります。

(6) 企業集団の主要な事業セグメント（平成30年９月30日現在）

事業名称	事業内容
Digital Finance事業	オートバイローンの引受、農機具ローンの引受、マイクロファイナンス
コンテンツ事業	①雑誌・書籍コンテンツの編集・企画・デザイン、カードゲームの企画プロデュース業務 ②商標権、著作権、著作隣接権、意匠権、肖像権、出版権、特許権、レコード化権、ビデオ化権、興行権、工業使用権、実用新案権その他知的財産権の取得（譲受）、利用開発、管理、使用許諾、（貸与、賃貸借）及び販売（譲渡）に関する業務

(7) 企業集団の主要拠点等（平成30年９月30日現在）

当社	本社：東京都中央区
Group Lease PCL.	本社：タイ王国　バンコク市
Thanaban Co.,Ltd.	本社：タイ王国　バンコク市
GL Finance PLC.	本社：カンボジア王国　プノンペン
GL Leasing (Lao) Co.,Ltd.	本社：ラオス人民民主共和国
PT Group Lease Finance Indonesia	本社：インドネシア共和国
BG Microfinance Myanmar Co.,Ltd.	本社：ミャンマー連邦共和国
GL-AMMK Co.,Ltd.	本社：ミャンマー連邦共和国
Engine Holdings Asia PTE.LTD.	本社：シンガポール共和国
Engine Property Management Asia PTE.LTD.	本社：シンガポール共和国

(8) 使用人の状況（平成30年９月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,687名	227名減

（注） 使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
71名	0名	40.1歳	7.6年

（注） 使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

(9) 主要な借入先の状況（平成30年９月30日現在）

借　入　先	金　　額
転換社債（J Trust Asia Pte. Ltd.）	20,487,762千円
社債（Kasikorn Bank PCL.）	5,188,008千円
転換社債（Creation Investments Sri Lamka）	2,220,515千円

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年９月30日現在）

① 発行可能株式総数　100,842,000株
② 発行済株式の総数　35,794,478株
③ 株主数　6,662名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
昭和ホールディングス株式会社	22,604,700株	63.22%
明日香野ホールディングス株式会社	1,359,000株	3.80%
野村信託銀行株式会社（投信口）	552,900株	1.55%
辻井　建造	528,400株	1.48%
高橋　新	313,400株	0.88%
BENEFIT POWER INC.	306,878株	0.86%
石川　大珍	266,700株	0.75%
山中　則幸	97,400株	0.27%
カブドットコム証券株式会社	93,700株	0.26%
西木　隆	90,000株	0.25%

（注１）　持株比率は、小数点以下第３位を四捨五入しております。
（注２）　持株比率は、自己株式（39,400株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

①当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

第７回新株予約権

発行決議日	平成25年2月4日
新株予約権の数	500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　　50,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の金額	新株予約権1個あたり15,300円 （１株あたり153円）
権利行使期間	平成26年3月1日から平成33年2月28日まで
行使の条件	（注）

（注）新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時において当社の取締役及び監査役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由がある場合はその限りではない。その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

役員保及有び状使況用人の	区分	新株予約権の数	目的となる株式数	保有者数
	取締役 （監査等委員を除く）	200個	20,000株	1人
	取締役（監査等委員）	200個	20,000株	2人

②その他新株予約権等に関する重要な事項

第３回無担保転換社債型新株予約権付社債

発行決議日	平成30年7月31日
社債に付された新株予約権の総数	40個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	・新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 ・新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権に係る社債の金額の総額を189円で除して得られる数とする。
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換に払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	・新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額同額とする。 ・転換価額は189円とする。
新株予約権の行使期間	平成30年9月3日から平成32年9月2日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上述の資本金頭像か限度額から上述の増加する資本金の額を減じた額とする。
行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。

第10回新株予約権

発行決議日	平成30年7月31日
新株予約権の総数	29,350個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式　　2,935,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり237円
新株予約権の払込期日	平成30年９月３日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株につき210円
新株予約権の行使期間	平成30年9月3日から平成32年9月2日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上述の資本金頭像か限度額から上述の増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をBENEFIT POWER INC.に割当てた。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（平成30年９月30日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長兼CEO	此下竜矢	昭和ホールディングス株式会社代表取締役社長兼最高経営責任者 明日香食品株式会社代表取締役社長 Group Lease PCL.取締役最高経営責任者
取締役	田代宗雄	Engine Holdings Asia PTE.LTD.取締役 Group Lease PCL.取締役最高執行責任者 GL Finance PLC.取締役 Group Lease Holdings PTE.LTD.取締役 Thanaban Co.,Ltd..取締役 GL Leasing (Lao) Co.,Ltd.取締役
代表取締役	庄司友彦	昭和ホールディングス株式会社 代表取締役最高執行責任者兼最高財務責任者 Group Lease PCL.取締役
取締役（監査等委員）	菊地克昌	株式会社ルーセント監査役
取締役（監査等委員）	近藤健太	山根法律総合事務所所属弁護士
取締役（監査等委員）	佐藤一石	昭和ゴム株式会社監査役

（注１） 取締役菊地克昌氏、近藤健太氏及び佐藤一石氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
（注２） 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。
（注３） 取締役近藤健太氏は、当社が上場する金融商品取引所の定める、独立役員の要件を満たしております。
（注４） 取締役近藤健太氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
大川直人	平成30年2月6日	任期満了	取締役 ホビー事業部長
重田衛	平成30年2月6日	任期満了	取締役 昭和ホールディングス株式会社代表取締役社長
佐田元陵	平成30年2月6日	任期満了	取締役 株式会社Pepto One Nutrition代表取締役
菅原達之	平成30年2月6日	任期満了	取締役 ユニコン事業部長
畑中稔	平成30年2月6日	任期満了	取締役 ブレインナビジャパン事業部長
大徳哲雄	平成30年2月6日	任期満了	取締役 株式会社樹想社代表取締役
西田一朗	平成30年2月6日	任期満了	取締役（監査等委員） 常盤ゴム株式会社代表取締役会長

③　取締役の報酬等の総額

区　　分	支 給 人 員	支　払　額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役分）	4名 （―名）	8,087千円 （―千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役分）	4名 （4名）	5,800千円 （5,800千円）
合　　計	8名	13,887千円

（注１）　取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成27年12月24日開催の第14期定時株主総会において年額80,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
（注２）　取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成27年12月24日開催の第14期定時株主総会において年額40,000千円以内と決議いただいております。
（注３）　当事業年度において、社外取締役が、当社の親会社及び親会社の子会社から受けた役員報酬等の総額は7,590千円であります。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査等委員である取締役菊地克昌氏は株式会社ルーセントの監査役であります。当社と兼職先は兄弟会社の関係にあります。
・監査等委員である取締役近藤健太氏は山根法律総合事務所に所属する弁護士であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
・監査等委員である取締役佐藤一石氏は昭和ゴム株式会社の監査役であります。当社と兼職先は兄弟会社の関係にあります。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役（監査等委員） 菊地克昌	当事業年度において開催された取締役会23回の内19回に出席し、監査等委員会10回の内10回に出席致しました。取締役会及び監査等委員会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員） 近藤健太	当事業年度において開催された取締役会23回の内17回に出席し、監査等委員会10回の内10回に出席致しました。弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査等委員会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員） 佐藤一石	取締役就任後において開催された取締役会13回の内12回に出席し、監査等委員会9回の内8回に出席致しました。取締役会及び監査等委員会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称　　監査法人アリア

② 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る報酬等の額	17,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,500千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況及び報酬の算出根拠等を確認し、審議した結果、監査報酬額が適正であると判断し同意いたしております。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、「内部統制システムの基本方針」を多年度に亘る継続的取り組みの基本と捉え、毎事業年度に見直しを行っております。また、四半期毎にその進捗状況及び内部統制システムの運用上見出された問題点等の是正・改善状況並びに必要に応じて講ぜられた再発防止策への取り組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

当社は、平成19年10月25日開催の取締役会において会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、平成27年12月24日開催の取締役会にて全面改定いたしました。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社および子会社の取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．役職員の職務執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を果たすため、コンプライアンス・ポリシー(企業行動基準、企業行動憲章等)を定め、それを全役職員に周知徹底させる。

ロ．コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス担当部門が定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、実施する。

ハ．役職員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うことによりコンプライアンスに対する知識を高め、コンプライアンス意識を醸成する。

ニ．子会社の取締役・使用人に対し、コンプライアンスに関する研修を行うことにより、コンプライアンスに対する知識を高め、コンプライアンス意識を醸成する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

重要な意思決定および報告に関しては、文書の作成、保存および廃棄に関する文書管理規定を見直し再策定する。

③　当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．リスク管理担当役員を置き、リスク管理部門がリスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築および運用を行う。

ロ．各事業部門(子会社含む。)は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。それぞれの長は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。

④　当社および子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．年度事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役ごとに業績目標を明確化し、かつその業績の評価方法を明らかにする。

ロ．事業部制等を採用し、業績への責任を明確にするとともに、資本効率の向上を図る。

ハ．意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については臨時取締役会を開催して意思決定を行う。

ニ．関係会社管理規定を定め、子会社の意思決定プロセスを明確にするとともに、重要な事項については当社へ報告のうえ、決裁を受けることとする。

⑤　子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

グループ会社に対して、定期的な経営状況の報告、重要決定事項についての事前協議、グループ会社を担当する役員および管理部門の責任者から子会社の業務執行の状況の報告を行う。

⑥　当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．グループ・コンプライアンス・ポリシーを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。

ロ．担当部門を設置して、子会社管理規程を再検討し、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。

ハ．リスク管理部門は、グループ全体のリスクの評価および管理の体制を適切に構築し、運用する。

ニ．適正な業務遂行を確認するため、適宜、当社内部監査担当部門による監査を実施する。

⑦　監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会を補助すべき使用人として、必要な人員を配置する。

⑧　前号の使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助すべき使用人の人事に関する事項については、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

⑨　当社および子会社の取締役・使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

イ．取締役会の他、重要会議への監査等委員の出席、業務の状況を担当部門より監査等委員会へ定期的に報告する。

ロ．取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会に報告する。

ハ．事業部門を統括する取締役は、監査等委員会と協議のうえ、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。

ニ．子会社を担当する取締役は、監査等委員会と協議のうえ、定期的または不定期に、担当する子会社のリスク管理体制について報告するものとする。

⑩　監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう、その処遇については監査等委員会の同意を得るものとする。

⑪　監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査等委員の職務に必要でないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。

⑫　その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．役職員の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。

ロ．代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

⑬　リスク管理体制の整備状況

当社グループは、経営環境が大きく変化する中で、継続的に企業価値を最

大化するために、当社グループを取り巻く様々なリスクに適切に対応することが重要であると認識しております。当社ではリスク管理委員会を設置し、事業運営に重大な影響を与える可能性のあるリスク事項の把握および対策の検討と実施促進を行ってまいります。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制の基本方針」に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は以下の通りです。

① 職務執行の適切性や効率性

当事業年度は、取締役会を23回開催し、会社の重要事項について、法令及び定款に基づき審議、決定しています。

また、組織改正に伴う業務執行については、職務分掌・権限規程を改定し、その責任者と執行手続きを定めており、組織的かつ効率的な運営を図っています。

② リスク管理体制

当社は、社内にリスク管理委員会を設置し、法令、社内規定及び企業倫理を遵守する意識を全社員に浸透させ、未然にリスクを防止し、また、リスクの発生時には被害の最小化、被害の拡大防止、二次被害の防止、復旧対策を行うことにより、当社の社会的信用を保持し、向上させることを目的にリスク管理体制を整備しております。

③ コンプライアンスに対する取り組み

第17期におきましては、コンプライアンスに対する意識の向上を図るため、定期的に開催している幹部社員の会議またはメール等によるコンプライアンスに関する情報伝達共有を実施し、コンプライアンスの意識の浸透・高揚に努めました。また、内部統制システムの運用上新たに見出された問題点等については、適時・適切に是正・改善し、必要に応じて再発防止の取り組みを実施してまいりました。

以上のことから、第17期における当社の内部統制システムは有効に運用されたものと判断しております。

(7) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

（平成30年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**40,198,255**	**流動負債**	**3,233,651**
現金及び預金	12,669,785	支払手形及び買掛金	98,597
受取手形及び売掛金	70,579	１年内償還予定の社債	16,000
営業貸付金	33,060,845	短期借入金	72,500
商品及び製品	6,674	関係会社短期借入金	256,223
仕掛品	12,257	１年内返済予定の長期借入金	83,193
原材料及び貯蔵品	290,911	未払法人税等	202,612
短期貸付金	434,364	賞与引当金	345,957
繰延税金資産	360,296	返品調整引当金	110
その他	2,243,254	その他	2,158,456
貸倒引当金	△8,950,715	**固定負債**	**28,033,330**
固定資産	**9,548,342**	社債	5,246,008
有形固定資産	**406,984**	転換社債	22,708,277
建物及び構築物	97,979	長期借入金	16,904
車両運搬具	39,115	繰延税金負債	1,771
工具、器具及び備品	142,899	退職給付に係る負債	51,667
土地	125,938	その他	8,700
建設仮勘定	1,050	**負債合計**	**31,266,982**
無形固定資産	**2,043,805**	**純資産の部**	
のれん	1,597,090	**株主資本**	**7,867,498**
その他	446,715	**資本金**	**4,007,892**
投資その他の資産	**7,097,551**	**資本剰余金**	**6,118,472**
投資有価証券	2,348,484	**利益剰余金**	**△2,217,904**
関係会社株式	4,217,445	**自己株式**	**△40,961**
長期貸付金	221,414	**その他の包括利益累計額**	**23,934**
破産更生債権等	29,642	**その他有価証券評価差額金**	**3,052**
繰延税金資産	14,731	**為替換算調整勘定**	**20,881**
外国株式購入預託金	24,218	**新株予約権**	**15,276**
その他	300,136	**非支配株主持分**	**10,572,904**
貸倒引当金	△58,521	**純資産合計**	**18,479,614**
資産合計	**49,746,597**	**負債及び純資産合計**	**49,746,597**

（注）　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成29年10月１日から
平成30年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**9,995,591**
売上原価		**1,537,827**
売上総利益		**8,457,764**
販売費及び一般管理費		**6,624,875**
営業利益		**1,832,888**
営業外収益		
受取利息	197,388	
持分法による投資利益	458,682	
その他	16,037	672,108
営業外費用		
支払利息	10,041	
社債利息	922,050	
為替差損	61,059	
貸倒引当金繰入額	20,311	
その他	12,760	1,026,223
経常利益		**1,478,773**
税金等調整前当期純利益		**1,478,773**
法人税、住民税及び事業税	710,802	
法人税等調整額	△273,025	437,776
当期純利益		**1,040,997**
非支配株主に帰属する当期純利益		966,954
親会社株主に帰属する当期純利益		**74,042**

（注） 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成29年10月１日から
平成30年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年10月１日　残高	3,977,648	6,088,226	△2,291,947	△40,961	7,732,966
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	1,244	1,244			2,488
新株の発行（新株予約権付社債の転換）	29,000	29,000			58,000
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		1			1
親会社株主に帰属する当期純利益			74,042		74,042
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	30,244	30,245	74,042	―	134,532
平成30年９月30日　残高	4,007,892	6,118,472	△2,217,904	△40,961	7,867,498

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
平成29年10月１日　残高	1,547	20,010	21,557	9,280	9,706,722	17,470,525
連結会計年度中の変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						2,488
新株の発行（新株予約権付社債の転換）						58,000
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						1
親会社株主に帰属する当期純利益						74,042
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,505	871	2,376	5,996	866,182	874,555
連結会計年度中の変動額合計	1,505	871	2,376	5,996	866,182	1,009,088
平成30年９月30日　残高	3,052	20,881	23,934	15,276	10,572,904	18,479,614

（注）　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　12社

・主要な連結子会社の名称　Engine Holdings Asia PTE.LTD.
Engine Property Management Asia PTE.LTD.
Group Lease PCL.
Thanaban Co.,Ltd.
Group Lease Holdings PTE.LTD.
GL Finance PLC.
GL Leasing (Lao) Co.,Ltd.
PT Group Lease Finance Indonesia
BG Microfinance Myanmar Co.,Ltd.
GL-AMMK Co.,Ltd.
株式会社ルーセントアスリートワークス

② 非連結子会社の状況

・非連結子会社の名称　Sanwa Sports Promotions PTE.LTD.
Brain Navi (THAILAND) Co.,Ltd.

・連結の範囲から除いた理由　合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用関連会社の状況

・持分法適用関連会社の数　４社

・持分法適用関連会社の名称　Engine Property Management Asia Co.,Ltd.
P.P.Coral Resort Co.,Ltd.
Commercial Credit and Finance PLC
Trade Finance and Investments PLC

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・当該会社等の名称　Sanwa Sports Promotions PTE.LTD.
Sanwa Asia Links Co.,Ltd.
Brain Navi (THAILAND) Co.,Ltd.

・持分法を適用しない理由　当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
Engine Holdings Asia PTE.LTD.	12月31日
Engine Property Management Asia PTE.LTD.	12月31日
Group Lease PCL.	12月31日
Thanaban Co.,Ltd.	12月31日
Group Lease Holdings PTE.LTD.	12月31日
GL Finance PLC.	12月31日
GL Leasing (Lao) Co.,Ltd.	12月31日
PT Group Lease Finance Indonesia	12月31日
BG Microfinance Myanmar Co.,Ltd.	３月31日
GL-AMMK Co.,Ltd.	３月31日
株式会社Pepto One Nutrition	６月30日

（注）これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

・その他有価証券

時価のないもの　移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産

・商品及び製品　主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

・仕掛品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

・貯蔵品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産除く）　当社及び国内連結子会社　定率法及び定額法

在外連結子会社　定額法

耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	６年～20年
車両運搬具	２年～５年
工具、器具及び備品	３年～15年

ロ．無形固定資産（リース資産除く）　定額法

ハ．リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な繰延資産の処理方法

社債発行費	支出時に全額費用処理しております。

④　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
ロ．賞与引当金	在外連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
ハ．返品調整引当金	音楽出版物（主としてＣＤ）の返品による損失に備えるため、一定期間の返品実績率に基づいて算出した返品損失見込額を計上しております。

⑤　退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は退職給付制度を利用しており、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異は発生した連結会計年度において費用処理しております。

⑥　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑦　重要なヘッジ会計の方法

イ.ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、金利スワップについては、特例処理の要件を充たしている場合は、特例処理を採用しております。

ロ.ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	金利スワップ
ヘッジ対象	借入金利息

ハ.ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

ニ.ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計の比較により有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑧　のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、３～20年間の定額法により償却を行っております。

⑨　その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理	税抜方式によっております。

２．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　776,027千円

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	35,477,600	316,878	―	35,794,478

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	39,400	―	―	39,400

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成25年２月４日取締役会決議分	平成25年２月４日取締役会決議分	第10回新株予約権	第３回無担保転換社債型新株予約権付社債
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	50,000株	37,000株	2,935,000株	306,878株

４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債の発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、営業貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。

関係会社株式及び長期貸付金は、出資先の業績の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、運転資金に係る銀行借入金であります。また、長期借入金及び社債並びに転換社債は、主に投資並びに営業貸付に係る資金調達を目的としております。このうち一部については、支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、各社の主管部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

関係会社株式及び長期貸付金については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行については、取締役会の承認を得て行い、管理については、担当部署が決済担当者の承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年９月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	12,669,785	12,669,785	―
(2) 受取手形及び売掛金	70,579	70,579	―
(3) 営業貸付金	33,060,845		―
貸倒引当金※	△7,579,824		―
	25,481,021	25,481,021	―
(4) 短期貸付金	434,364		―
貸倒引当金※	△204,115		―
	230,249	230,249	―
(5) 長期貸付金	221,414	221,414	―
(6) 関係会社株式	2,697,471	1,721,912	△975,559
資産計	41,370,522	40,394,963	
(1) 支払手形及び買掛金	98,597	98,597	―
(2) １年内償還予定の社債及び社債	5,262,008	5,319,962	57,954
(3) 転換社債	22,708,277	24,829,527	2,121,249
(4) 短期借入金及び関係会社短期借入金	328,723	328,723	―
(5) １年内返済予定の長期借入金及び長期借入金	100,098	111,079	10,981
負債計	28,497,705	30,687,890	2,190,184
デリバティブ取引	―	―	―

※　営業貸付金及び短期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 営業貸付金、(4) 短期貸付金（長期貸付金の１年以内回収予定分を含む）、(5) 長期貸付金

これらについては回収リスク等に応じた貸倒引当金を計上しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額としております。

(6) 関係会社株式

時価については、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(4) 短期借入金及び関係会社短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) １年内償還予定の社債及び社債、(3)転換社債
これらの時価については、元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
(5) １年内返済予定の長期借入金及び長期借入金
借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記デリバティブ取引参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
デリバティブ取引
金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式　※	1,519,973
投資有価証券　※	2,348,484

（※）これらについては、非上場株式であるため、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象としておりません。

（注）３．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	12,669,785	―	―	―
受取手形及び売掛金	70,579	―	―	―
営業貸付金	20,812,435	12,248,410	―	―
長期貸付金	―	221,414	―	―
合計	33,552,800	12,469,824	―	―

５．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　220円71銭

(2) １株当たり当期純利益　2円09銭

６．重要な後発事象に関する注記

当社子会社のPT Group Lease Finance Indonesia（以下、「GLFI」という。）に対し、平成30年10月１日付けで訴訟が提起されております。

(1) 訴訟が提起された日

平成30年10月１日

(2) 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

Group Lease PCL.（以下、「GL」という。）の子会社であるGroup Lease Holdings PTE.LTD.（以下、「GLH」という。）、Jトラスト株式会社の子会社であるJTRUST ASIA PTE.LTD.（以下、「JTA」という。）は、協業してインドネシア共和国及びその他のASEAN地域において、リース業及びコンシューマーファイナンス事業を推進することを目的として、GLFI（GLH65%、JTA20%の割合で出資）を設立しております。同社（GLFI）は、Jトラスト株式会社の子会社であるPT Bank J Trust Indonesia, Tbk.（以下、「BJTI」という。）からファイナンスの提供を受け、インドネシア共和国において割賦販売金融事業を行っておりました。今般、GLFIは、BJTIとの融資契約に違反しているという理由で、融資の返済IDR3,636,408,863（１円をIDR130.21で換算すると約27百万円）及び、損害賠償金の請求IDR100,000,000,000（１円をIDR130.21で換算すると約7.67億円）を求める訴訟の提起を受けました。GL及びGLFIをはじめとした当社連結子会社におきましては、融資の返済及び損害賠償金の請求を受ける理由が理解できなかったことから、Jトラスト株式会社及びその関連会社との間で締結している各種契約が適法に履行されているか法律専門家にアドバイスを求め、その結果、契約違反及び、不履行並びに、契約解除事由に該当することは一切生じていないということを確認しております。一方、当社といたしましては、平成30年2月20日付「(経過報告) 当社子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてご報告させていただきました通り、JTAとは別途訴訟も進行しているという事情もあり、本件訴訟もそれらと一連のものであると判断しております。

(3) 訴訟を提起したものの概要

商号　：PT Bank J Trust Indonesia, Tbk.

所在地　：インドネシア共和国

代表者の役職・氏名：代表取締役社長　浅野　樹美

(注)代表者の登録について、インドネシア共和国の金融当局の許可が下りているか現時点で確認はできておりません。

(4) 訴訟の内容

BJTIは、GLFIに対し融資契約に違反しているものとして、融資の返済IDR3,636,408,863（１円をIDR130.21で換算すると約27百万円）と、損害賠償金の請求IDR100,000,000,000（１円をIDR130.21で換算すると約7.67億円）を求める内容です。

(5) 当社子会社の概要

商号　：PT Group Lease Finance Indonesia

本店所在地　　：インドネシア共和国
代表者の役職・氏名：President Director　Nicolay Kosyakof
事業の内容　　：Digital Finance事業
資本金の額　　：IDR100,000,000,000（１円をIDR.130.21で換算すると約7.67億円）
設立年月日　　：2016年２月23日
当社グループにおける議決権の割合：GLHがGLFIの株式を65%保有しております。

(6) 今後の見通し

当社及び当社グループ会社といたしましては、本件訴訟の提起を受ける理由は一切ないと考えており、法律専門家とも当該訴訟は濫訴の一つであると考えて検討を進め、当社グループの正当性を主張すべく粛々と法的対応を進めてまいる所存です。

引き続き開示すべき事項が生じた場合にはご報告させていただきます。

７．その他の注記

（追加情報）

(1) 連結子会社Group Lease Holdings PTE.LTD.が保有する貸付債権等について

当社連結子会社でタイ証券取引所上場のGroup Lease PCL.（以下、「ＧＬ」という。）は、その子会社Group Lease Holdings PTE.LTD.（以下、「ＧＬＨ」という。）を通じ、中小企業及び戦略的ビジネスパートナーへの貸付（以下、「ＧＬＨ融資取引」という。）を行っております。

ＧＬは、キプロス及びシンガポールの借主に対するＧＬＨ融資取引について、平成29年10月16日及び同月19日にタイ証券取引委員会（以下、「タイＳＥＣ」という。）からＧＬ元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などの指摘を受けました。また、タイＳＥＣは、タイ法務省特別捜査局（以下、「タイＤＳＩ」という。）に対し調査を進めるよう、申し立てを行い、現在タイＤＳＩによる調査が行われております。

当社グループでは、タイＳＥＣの指摘の事実関係等について調査するため、当社において第三者委員会を設置しＧＬＨ融資取引を調査しました。また、ＧＬでは、新たに、キプロス及びシンガポールの借主へのＧＬＨ融資取引に対して独立した監査法人による特別監査も実施しましたが、タイＳＥＣの指摘の根拠を特定することはできておりません。

当社では、第三者委員会の調査結果等も踏まえ、今後、タイ捜査当局による捜査並びに指導により会計的な影響の及ぶ可能性等を考慮し、前連結会計年度の年度末決算から、タイＳＥＣ指摘のＧＬＨ融資取引に関連する貸付金債権全額（営業貸付金及び未収利息）に対して保守的な観点から貸倒引当金を設定し、営業貸付金元本相当については特別損失に貸倒引当金繰入額を計上し、未収利息相当については、売上高から減額する処理をし、それ以降の売上高計上は取りやめております。

また、平成30年７月31日に、ＧＬではタイＳＥＣの決算訂正命令に対応して比較情報としての2016年12月末決算を含む2017年12月末決算を訂正しました。当該ＧＬの過年度決算の訂正は、タイＳＥＣの決算訂正命令に対応したものですが、訂正原因となる誤謬が特定されていないこと等を考慮し、当社としましては、ＧＬの訂正処理は当社の決算には反映させず、前連結会計年度の会計処理を踏襲することといたしました。

当連結会計年度におけるタイＳＥＣ指摘のＧＬＨ融資取引に関連する貸付債権（概算値）は、貸付元本（営業貸付金）6,355百万円（前連結会計年度末6,319百万円）、未収利息（流動資産その他）281百万円（前連結会計年度末279百万円）となっており、当該貸付債権全額（営業貸付金及び未収利息）について貸倒引当金6,636百万円（前連結会計年度末6,599百万円）を設定しております。

また、当連結会計年度の関連利息収入（売上高）はー百万円（前連結会計年度は1,375百万円）となっております。

なお、借主に対しては返済を要請しており、担保資産の処分のための法的措置も進めております。今後とも、着実な債権の回収を図ってまいります。

(2) JTRUST ASIA PTE.LTD.からの請求等について

当社連結子会社であるＧＬが発行した総額180百万USドル（当連結会計年度末204億円）の転換社債保有者であるJTRUST ASIA PTE. LTD.（以下、「JTA」という。）は、ＧＬがタイSECから平成29年10月16日及び同月19日にＧＬ元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などについて指摘を受けたことに起因し、錯誤を理由として、平成29年11月30日付けで、転換社債の投資契約解除と転換社債180百万USドルの即時一括弁済等を請求しており、タイ王国及びシンガポール共和国においてＧＬ並びにＧＬＨ等に対して各種の訴訟が提起されており、係争中となっております。

JTAが行っている訴訟の概要につきましては、以下のとおりです。

①JTAが行っている訴訟の概要

	(GL) 損害賠償請求訴訟	(GL) 会社更生申立訴訟	(GLH) 損害賠償請求訴訟	(GLH) 暫定的資産凍結命令申立訴訟
１．訴訟提起日	平成30年１月９日	平成30年１月10日	平成29年12月26日	平成29年12月26日
２．訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	Ｊトラスト株式会社の子会社であるＪＴＡは、 当社連結子会社GLの転換社債（合計2億1千万USドル）を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有しておりましたが、ＪＴＡ はGLに対し 当該投資契約解除及び未転換の転換社債（1億8千万米ドル相当）の全額一括返済を要求しておりました。GLといたしましては、当該投資契約の解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に応じなければならない条件は何ら整っていなかったことから、これらの要求にはお断りをしつつも、円満解決に向け誠実に対応して参りました。しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、JTA は、GL及びGLH等が、投資家に対し1億8千万USドル以上の投資を促す為に、同社グループの財務諸表を改ざんし、GLが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、GL及びGLHに対し損害賠償請求を求めるべく、これら一連の訴訟を提起したものです。			
３．訴訟を提起したものの概要	（商号） JTRUST ASIA PTE.LTD. （所在地） シンガポール （代表者の役職・氏名） 代表取締役 藤澤信義	同左	同左	同左

４．訴訟内容	JTA は、タイ王国において、GL、GL取締役 3名、並びに此下益司 氏に対し、JTA の投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。JTA は、タイ王国において、GLの会社更生手続きの開始を求め訴訟を行っております。	JTA は、タイ王国において、GLの会社更生手続きの開始を求め訴訟を行っております。	JTA は、シンガポール共和国において、GLH、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他5社 に対し、JTAの投資額 （最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。	シンガポール共和国において、GLH、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他5社 に対し、JTAの投資額 （最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。 シンガポール共和国において、GLH、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他1社に対し、通常の事業業務で生じる以外の資産取引の禁止、及び、シンガポール国外への1億8千万米ドルまでの資産移転・処分を禁止するものです。

５．訴訟の進展	係争中です。	平成30年３月19日付で会社更生申立訴訟が却下されましたが、JTAは当該棄却に対する訴訟申立てがされており係争中です。	係争中です。	平成30年２月23日シンガポール共和国高等裁判所は暫定的資産凍結命令を停止し解除する決定を下しており、その後JTAは２回暫定的資産凍結命令に関する審判保留の申立てを行いましたが、却下されております。なお、JTAは、同時に、暫定的資産凍結命令の停止、解除を不服として、当該決定の棄却（暫定的資産凍結命令の復活）を求め控訴の申し立てを行っておりましたが、平成30年６月１日に結審し暫定的資産凍結命令が発令されております。

上記の他、ＧＬは、平成30年５月21日付けでJTA及びJTAの親会社であるＪトラスト株式会社（以下、「Ｊトラスト」という。）から、かれらのこれまでの訴訟に対して、ＧＬが法的要件を満たさない等と公表しているリリースが不正行為であると主張し名誉毀損による損害賠償を請求（結論として20,271,232.88タイバーツ（2018年５月22日のレート3.46円換算で約70百万円））する訴訟を提起されており、係争中です。

②ＧＬの見解及び対応について

ＧＬ及び当社といたしましては、法律顧問と相談し検討を進めており、当該転換社債の早期償還に関する権利及び投資契約の解消の権利については、JTAが早期償還の権利を行使できる条件は何ら整っておらず、また当該投資契約の解除事由は生じておりませんので、JTAによる投資契約の解消、及び、転換社債の早期償還要求は行えないものと認識しております。また、上記一連の訴訟についてはいずれも不当なもので、当社グループの事業運営は、現状上記一連の訴訟により影響を受けるものではありません。

なお、ＧＬＨに対する暫定的資産凍結命令につきましては、現時点においてＧＬＨの資産はDigital Finance事業の一部であり、ＧＬＨの日常的かつ適切な事業業務で生じる資産取引等は制限されておりませんので、当該資産凍結命令が当社グループに与える影響は大きくないと判断しております。

ＧＬ及び当社といたしましては当社グループの正当性を主張すべく粛々と法的対応を進めてまいる所存であり、JTAに対し必要かつ適切な法的措置をとってまいります。

貸借対照表

（平成30年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**3,953,882**	**流動負債**	**354,804**
現金及び預金	100,783	買掛金	21,959
受取手形及び売掛金	54,689	１年内償還予定の社債	16,000
商品及び製品	385	関係会社短期借入金	256,223
仕掛品	12,257	未払金	15,919
関係会社短期貸付金	3,790,678	未払法人税等	1,772
未収利息	127,699	返品調整引当金	110
その他	20,265	その他	42,818
貸倒引当金	△152,875	**固定負債**	**59,071**
		社債	58,000
		リース債務	1,071
		負債合計	**413,875**
		純資産の部	
		株主資本	**7,384,788**
固定資産	**3,860,077**	**資本金**	**4,007,892**
有形固定資産	**208**	**資本剰余金**	**3,730,492**
工具器具備品	208	資本準備金	3,530,595
投資その他の資産	**3,859,868**	その他資本剰余金	199,896
関係会社株式	3,832,222	**利益剰余金**	**△301,195**
関係会社長期貸付金	34,870	その他利益剰余金	△301,195
破産更生債権等	4,906	繰越利益剰余金	△301,195
敷金及び保証金	27,688	**自己株式**	**△52,401**
その他	6,010	**新株予約権**	**15,296**
貸倒引当金	△45,828	**純資産合計**	**7,400,084**
資産合計	**7,813,960**	**負債及び純資産合計**	**7,813,960**

（注）　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成29年10月１日から
平成30年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		422,852
売上原価		458,135
売上総損失		35,282
販売費及び一般管理費		214,913
営業損失		250,196
営業外収益		
受取利息	1,153	
為替差益	7,137	
その他	6,365	14,656
営業外費用		
支払利息	5,668	
社債利息	747	
社債発行費	12,750	
貸倒引当金繰入額	1,066	
その他	9	20,243
経常損失		255,782
税引前当期純損失		255,782
法人税、住民税及び事業税		3,800
当期純損失		259,582

（注）　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年10月１日から
平成30年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成29年10月１日　残高	3,977,648	3,500,351	199,896	3,700,247	△41,612	△41,612
事業年度中の変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	1,244	1,244		1,244		
新株の発行（新株予約権付社債の転換）	29,000	29,000		29,000		
当期純損失					△259,582	△259,582
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	30,244	30,244	—	30,244	△259,582	△259,582
平成30年９月30日　残高	4,007,892	3,530,595	199,896	3,730,492	△301,195	△301,195

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
平成29年10月１日　残高	△52,401	7,583,882	9,299	7,593,181
事業年度中の変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）		2,488		2,488
新株の発行（新株予約権付社債の転換）		58,000		58,000
当期純損失		△259,582		△259,582
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			5,997	5,997
事業年度中の変動額合計	—	△199,094	5,997	△193,097
平成30年９月30日　残高	△52,401	7,384,788	15,296	7,400,084

（注）　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品　　主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法及び定額法
耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物　　６年～15年
工具、器具及び備品　　３年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 返品調整引当金　　音楽出版物（主としてＣＤ）の返品による損失に備えるため、一定期間の返品実績率に基づいて算出した返品損失見込額を計上しております。

(5) 重要な繰延資産の処理方法

① 社債発行費　　支出時に全額費用として処理しております。

② 株式交付費　　支出時に全額費用として処理しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

区分表示されたもの以外で関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	3,922,004千円
長期金銭債権	34,870千円
短期金銭債務	291,615千円

取締役に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	415千円
短期金銭債務	764千円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
販売費及び一般管理費	33,600千円
営業取引以外の取引による取引高	6,698千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末の株式数（株）
普通株式	39,400	―	―	39,400
合　　計	39,400	―	―	39,400

５．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、貸倒引当金超過額、関係会社株式評価損、繰越欠損金、認定利息等であります。

なお、繰延税金資産については、同額の評価性引当額を計上しているため、貸借対照表には計上していません。

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目の内訳については、税引前当期純損失が計上されているため記載を省略しております。

６．関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
			役員の兼任等（人）	事業上の関係				
親会社	昭和ホールディングス株式会社	被所有 直接63.22	2	株式の保有	経営指導料の支払い（注１）	33,600	未払金	3,424
					資金の借入（注２）	198,500	関係会社短期借入金	256,223
					資金の返済（注２）	30,000		
					利息の支払（注２）	5,545	未払利息	31,967
子会社	Engine Holdings Asia PTE.LTD.	所有 直接100.00	1	株式の保有	資金の回収	128,440	関係会社長期貸付金	―
					―	―	関係会社短期貸付金	3,763,501
					―	―	未収利息	125,963

上記のうち取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１)経営指導料の取り決めについては、業務内容を勘案し協議の上、決定しております。

(注２)資金の貸付及び資金の借入については、貸付期間及び借入期間並びに財務状況を勘案し取引条件を決定しております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　205円67銭

(2) １株当たり当期純損失　7円39銭

連結計算書類に関する監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年11月26日

株式会社ウェッジホールディングス
　取締役会　御中

監査法人アリア

代表社員 業務執行社員	公認会計士	茂木秀俊 ㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	山中康之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ウェッジホールディングスの平成29年10月１日から平成30年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

限定付適正意見の根拠
　その他の注記（追加情報）「(1)連結子会社Group Lease Holdings PTE.LTD.が保有する貸付債権等について」に記載されているとおり、会社の連結子会社であるGroup Lease PCL.（以下「GL」という。）の子会社Group Lease Holdings PTE.LTD.が保有する貸付債権等（以下「GLH融資取引」という。）に関連して、GLは、当連結会計年度の平成29年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」という。）からGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上などの指摘を受け、現在、タイ法務省特別捜査局による調査が行われている。この指摘に対し会社グループでは第三者委員会を設置しGLH融資取引を調査等しているが、現在においても、タイSEC指摘の根拠を特定することはできていない。会社は第三者委員会の調査結果等も踏まえ、今後、タイ捜査当局による捜査並びに指導により会計的な影響の及ぶ可能性等も考慮し、前連結会計年度から、タイSEC指摘のGLH融資取引に関連する貸付債権全額（営業貸付金及び未収利息）に対して保守的な観点から貸倒引当金を設定しており、当連結会計年度末における当該貸付金債権全額（営業貸付金及び未収利息）に対する貸倒引当金は6,636百万円となっている。

当監査法人は、第三者委員会調査結果等の検討やGL会計監査人からの協力を得て独自にも追加的な検討を行ったものの、タイSEC指摘のGLH融資取引に関するこれらの項目について十分かつ適切な監査証拠を入手することはできず、これらの金額に修正が必要になるかどうかについて判断することができなかったため、前連結会計年度の連結計算書類に対して限定付適正意見を表明した。これらの事項は、当連結会計年度においても解消していないため、当連結会計年度の連結計算書類に限定付適正意見を表明する。

限定付適正意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の連結計算書類に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウェッジホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

その他の注記（追加情報）「(2)JTRUST ASIA PTE.LTD.からの請求等について」に記載されているとおり、会社連結子会社GLは、GLが発行した180百万USドルの転換社債保有者であるJTRUST ASIA PTE.LTD.から転換社債の即時一括弁済などを請求されており、タイ王国及びシンガポール共和国において、GL並びにGLH等に対し各種の訴訟が提起され係争中である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に関する監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年11月26日

株式会社ウェッジホールディングス
　取締役会　御中

監査法人アリア

代表社員
業務執行社員　公認会計士　茂木秀俊 ㊞

代表社員
業務執行社員　公認会計士　山中康之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウェッジホールディングスの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成29年10月１日から平成30年9月30日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果に付き以下のとおり報告致します。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘する事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑤事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当り当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

・限定付適正意見の根拠

その他の注記（追加情報）「(1)連結子会社のGroup Lease Holdings PTE.LTD.が保有する貸付債権等について」に記載されているとおり、会社の連結子会社であるGroup Lease PCL.（以下「GL」という。）の子会社Group Lease Holdings PTE.LTD.が保有する貸付債権等（以下「GLH融資取引」という。）に関連して、GLは当連結会計年度の平成29年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」という。）からGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上などの指摘を受け、現在、タイ法務省特別捜査局による調査が行われている。この指摘に対し会社グループでは第三者委員会を設置しGLH融資取引を調査等しているが、現在においても、タイSEC指摘の根拠を特定することはできていない。会社は第三者委員会の調査結果等も踏まえ、今後、タイ捜査当局による捜査並びに指導により会計的な影響の及ぶ可能性等も考慮し、前連結会計年度から、タイSEC指摘のGLH融資取引に関連する貸付債権全額（営業貸付金及び未収利息）に対して保守的な観点から貸倒引当金を設定しており、当連結会計年度末における当該貸付金債権全額（営業貸付金及び未収利息）に対する貸倒引当金は6,636百万円となっている。当監査法人は、第三者委員会調査結果等の検討やGL会計監査人からの協力を得て独自にも追加的な検討を行ったものの、タイSEC指摘のGLH融資取引に関するこれらの項目について十分かつ適切な監査証拠を入手することはできず、これらの金額に修正が必要になるかどうかについて判断することができなかったため、前連結会計年度の連結計算書類に対して限定付適正意見を表明した。これらの事項は、当連結会計年度においても解消していないため、当連結会計年度の連結計算書類に対して限定付適正意見を表明する。

限定付適正意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の連結計算書類に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウェッジホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

その他の注記（追加情報）「(2)JTRUST ASIA PTE.LTD.からの請求等について」に記載されているとおり、会社連結子会社GLは、GLが発行した180百万USドルの転換社債保有者であるJTRUST ASIA PTE.LTD.から転換社債の即時一括弁済などを請求されており、タイ王国及びシンガポール共和国において、GL並びにGLH等に対し各種の訴訟が提起され係争中である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

平成30年11月26日

株式会社ウェッジホールディングス　監査等委員会

常勤監査等委員　菊　地　　克　昌　㊞

社外監査等委員　近　藤　　健　太　㊞

社外監査等委員　佐　藤　　一　石　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役３名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	此下竜矢（この　した　たつや） （昭和47年３月22日生）	平成18年４月　United Securities PCL.最高経営責任者 平成20年６月　昭和ゴム株式会社（現　昭和ホールディングス株式会社）代表取締役最高経営責任者 平成21年６月　同社取締役兼代表執行役最高経営責任者 平成22年８月　明日香食品株式会社代表取締役 平成23年４月　Group Lease PCL.取締役 平成23年７月　明日香食品株式会社代表取締役社長（現任） 平成23年８月　当社代表取締役会長 平成25年10月　当社代表取締役社長兼CEO（現任） 平成30年２月　Group Lease PCL.取締役最高経営責任者（現任） 平成30年６月　昭和ホールディングス株式会社代表取締役社長兼最高経営責任者（現任） （重要な兼職の状況） 昭和ホールディングス株式会社　代表取締役社長兼最高経営責任者 明日香食品株式会社代表取締役社長 Group Lease PCL.取締役最高経営責任者	26,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
2	田代宗雄（たしろむねお） （昭和47年９月16日生）	平成19年12月　当社代表取締役専務 平成20年５月　当社代表取締役社長 平成21年２月　Engine Holdings Asia PTE.LTD. 取締役（現任） 平成21年４月　Group Lease PCL.取締役 平成23年７月　明日香食品株式会社取締役 平成25年10月　当社取締役（現任） 平成25年10月　Group Lease Holdings PTE.LTD. 取締役（現任） 平成26年７月　Thanaban Co.,Ltd.取締役（現任） 平成26年７月　GL Finance PLC.取締役（現任） 平成26年８月　GL Leasing (Lao) Co.,Ltd. 取締役（現任） 平成29年２月　Group Lease PCL.取締役最高執行責任者（現任） （重要な兼職の状況） Engine Holdings Asia PTE.LTD.取締役 Group Lease PCL.取締役最高執行責任者 Group Lease Holdings PTE.LTD.取締役 Thanaban Co.,Ltd.取締役 GL Finance PLC.取締役 GL Leasing (Lao) Co.,Ltd.取締役	50,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3	庄司友彦（しょうじともひこ） （昭和45年４月28日生）	平成13年６月　株式会社テレマックス監査役 平成13年６月　株式会社イーネット・ジャパン監査役 平成16年６月　株式会社ノジマ取締役兼執行役経理グループ長 平成18年５月　株式会社WAVE取締役 平成21年１月　新東京シティ証券株式会社取締役COO 平成21年６月　昭和ホールディングス株式会社取締役兼執行役総務・財務担当 平成21年10月　昭和ゴム技術開発株式会社取締役 平成22年６月　明日香食品株式会社取締役（現任） 平成23年８月　当社取締役 平成24年１月　昭和ゴム株式会社取締役（現任） 平成28年６月　昭和ホールディングス株式会社取締役総務・財務担当 平成30年２月　当社代表取締役（現任） 平成30年４月　Group Lease PCL.取締役（現任） 平成30年６月　昭和ホールディングス株式会社代表取締役最高執行責任者兼最高財務責任者（現任） （重要な兼職の状況） 昭和ホールディングス株式会社代表取締役最高執行責任者兼最高財務責任者 Group Lease PCL.取締役	20,000株

（注１）　各候補者と当社の間に、特別の利害関係はありません。
（注２）　此下竜矢氏は、当社の親会社である昭和ホールディングス株式会社の代表取締役社長兼最高経営責任者であります。
庄司友彦氏は、当社の親会社である昭和ホールディングス株式会社の代表取締役最高執行責任者兼最高財務責任者であります。

第２号議案　取締役に対するストック・オプション付与の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し年額270百万円、および監査等委員である取締役に対し年額30百万円の範囲で、ストック・オプションとして以下の要領により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

１．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）、および監査等委員である取締役に対する報酬と当社の業績や株価との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めるため。

２．新株予約権発行の要領

（１）新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名、および監査等委員である取締役３名。

尚、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）、および監査等委員である取締役への付与については、当社の取締役会の決定に基づいて実施される予定です。

（２）新株予約権の目的たる株式の種類及び数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式200,000株を上限とする。

但し、下記（３）に定める付与株式数の調整を行った場合、新株予約権の目的となる株式数は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

（３）新株予約権の総数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の総数は、2,000個を上限とする。新株予約権１個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。尚、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割（普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割又は併合の比率

尚、上記のほか、割当日以降、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

（４）新株予約権と引換えに払い込む金銭
新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないこととする。

（５）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げるものとする。但し、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。
尚、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。
①当社が株式分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

②当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。
③当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

（６）本新株予約権の権利行使期間
割当日の翌日から２年を経過した日より７年間とする。

（７）本新株予約権の行使の条件
①各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
②新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利

行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要し、それらのいずれの地位も喪失した場合は、本新株予約権は失効する。

③新株予約権の相続はこれを認めない。

（８）本新株予約権の取得条項

①当社の株主総会において、当社が吸収合併消滅会社または新設合併消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画承認の議案等が承認され、かつ、当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に、当社は本新株予約権を無償で取得することが出来る。

②新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することが出来る。

（９）本新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(10) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) その他

その他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、当社取締役会の決議により定める。

以　上

株主総会会場ご案内図

（会　場）東京都中央区日本橋箱崎町42番１号
T-CATホール１Ｆ

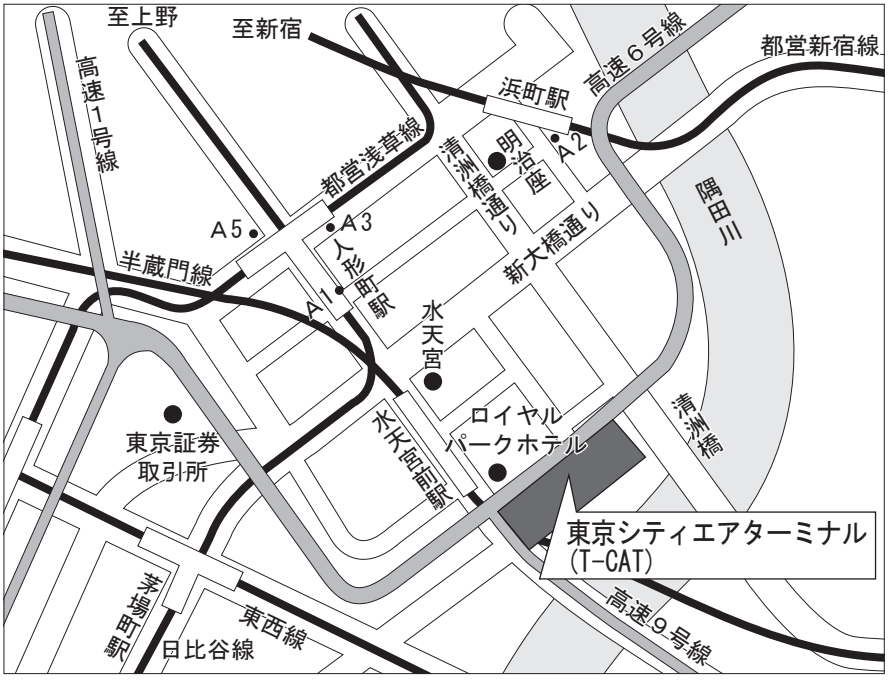

＜会場までの交通機関＞

・水天宮前駅は、「1a出口がTCATと直結しています。」
・地下鉄日比谷線「人 形 町 駅」A1 出口から徒歩約５分
・都 営 新 宿 線「浜　町　駅」A2 出口から徒歩約10分
・都 営 浅 草 線「人 形 町 駅」A3・A5 出口から徒歩約７分

※ 会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんのでご了承ください。